

くみあいニュース

山口大学教職員組合(2021年4月28日)

第238号(2020年度-第4号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

任期付教員再任時の年俸制適用問題で「協議」(3/10)

任期付教員(助教等)の再任時の年俸制(新年俸制)適用問題について組合は、3月10日(水)午後山口大学と団体交渉を行いました。これには田中副学長(人事給与マネジメント改革担当)等計5名が対応し、組合は福田委員長・森下書記長等計5名が出席しました。



協議か交渉か 交渉であれば再任時一律年俸制適用撤回を

交渉では冒頭、田中理事から昨年7月6日の人事委員会決定凍結を2月2日(火)開催の第202回部局長会議で説明したことを踏まえて、あらためて任期付教員の任期更新の際に年俸制を条件としたく組合と交渉したいとの発言がありました。

田中理事は、その理由として、年俸制は評価給を定額で勤勉手当に加算する形であり「若手にやさしくモチベーションをあげてもらえる制度としている」ことをあげました。また、文科省の意向を受けて最終的には全員年俸制へ移行することとなっており、運営費交付金の傾斜配分の総合指標のポイントにも影響するとししました。

これに対して福田委員長が、本日は正規の団体交渉ではなく協議と理解しているとしたところ、田中理事がそういうことは納得できないと述べました。そこで、12月25日の第2回団体交渉(大学側から「人事委員会決定凍結の提案」)を踏まえた1月6日付書記長名申し入れでも「協議を再開することに同意する旨、回答」としている指摘し、仮に直ちに交渉ということであれば、任期付教員再任時の一律適用撤回を主張することになると伝えました。



「説明会開催、了解得て凍結解除」は何をもって判断するのか?

その後、具体的な協議に入りましたが、組合はまず、部局長会議での「説明会を開催して了解を得られれば人事委員会決定の凍結を解除する」との説明に関して、どの段階で了解が得られたと判断するのか、確認を求めました。これに対して田中理事は、「特に任期付教員の方には説明会に全員来てもらえるようにする、丁寧に説明したい」、等としました。これに対して組合が「了解できなかった人は移行の対象とならないはずだ。無理やり移行させることはあってはならないことだ」、などと指摘した結果、田中理事は「理解いただかないまま年俸制に替わることはありません」と答えました。



給与減となるC評価・D評価を必ず出さなくともよい



つづいて組合は、年俸制の下での業績評価区分について、AあるいはSを出そうとすると評価額の差が大きいため、給与が減額となるD・Eとなる人を多く出さなければならなくなる問題を指摘し、今のままでは大学の言うような魅力的な制度とは言えないと強調しました。

その上で、各学部でC・Dを必ず出す必要はないことの確認を求めたところ、田中理事は、「C・Dに相当する先生が全くいないとは限らない」「論文は書かない、教育もできないという人にA・Bを差し上げますか？」等としつつも、「必ず出せというものではない」と、最終的には学部（部局長）の判断であることを認めました。

事実誤認による田中理事発言で紛糾し、一時中断 ～不合理な評価区分の配分額見直しを迫る組合に対し～

このように評価区分の不合理性には修正が必要だと組合が述べていたところ、田中理事が「中身の細かい話になると、2年前にもどってしまう」と、制度の中身まで組合とは合意済みだと発言しました。これに対し森下書記長が、「合意したのは業績給を導入するという大枠であり、細かい配分などは今後協議することになっていたはずだ」と厳しく抗議、交渉記録の確認・発言の撤回を求めた結果、一旦中断となり、大学側は事実関係確認等のため離席しました。

10分近く経った後、協議の席に戻った大学側は、「メリハリのある、月給制と比べると融通は効かない」ものであることは認めつつ、「問題点を整理したいので本日はいったん終え、後日協議したい」との申し出があり、協議終了となりました。

人事委員会決定(年俸制一律適用)は凍結されている ～任期付教員再任後の年俸制移行はご自身の判断～

交渉後1カ月以上経過した現在なお大学からの交渉再開申し出はありませんし、説明会についても今のところ動きが見えません。3月10日の話し合いは結局、協議だったのか団体交渉であったのか、それとも「意見交換」であったのか判断し難いということも含めて奇妙な状態ではありますが、再任時には年俸制を適用するとの7/6付人事委員会決定の凍結は4月1日以降も継続しています。例えば5月1日に再任となる方は、年俸制への移行については自動的にではなくご自身の判断に委ねられている状態ですし、その状態は凍結が解除されるまで続きます。組合は凍結解除ではなく、完全撤回を求める立場を堅持しています。



就業規則改正・新年度労使協定、組合と過半数代表者の指摘・要望で修正

3月11日（木）午後、新年度施行予定の就業規則改正案の人事課長等による組合への説明会が開催されました。また、労使協定の改定案についての吉田地区過半数代表者（福田委員長）と組合への説明・協議も行われました。その結果、「履修証明プログラム実施への特別貢献手当支給」「裁量労働制運用」「時間外勤務時間上限」等、組合として問題点を指摘した箇所については概ね受け入れとなりました。（詳細は続報）

